

○ 施工時期

交換については、検針に支障がないよう下記の作業可能期間内に行うこと。

総計

300

報告書提出日は必ず期限を厳守してください。(期限を過ぎると検針に支障が出ます)

※報告日については、日程表を確認し必ず期限までに提出してください。

※諸事情により交換できなかった場合は、担当者に必ず報告してください。

○ メーター交換の施工方法及び注意事項

- (1) 交換作業前に使用者等に作業の目的、断水等について了解を得たうえで施工すること。
- (2) 交換作業前にメーター及び開閉栓の状態、漏水の有無を必ず確認すること。
- (3) 交換作業前にメーターより、一次側(本管側)について漏水を発見した場合は担当職員に、二次側等(宅地側)について漏水を発見した場合は使用者に連絡し、協議のうえ施工すること。
- (4) 交換作業は作業票をもとに、メーターの所在地、使用者氏名、メーター番号等を十分確認のうえ施工すること。(対象メーターの所在地は別添地図を参照。地図は要返却)
- (5) メーター交換に際し、パッキンも交換すること。
- (6) 新規メーターは、番号が若いものから順番に使用すること。
- (7) アパート・マンション等に使用する新規メーターは、番号が若いものから連番とする。
- (8) メーターは水平に設置すること。
- (9) メーターの逆取付が絶対に発生しないよう、刻印矢印等を十分確認すること。
- (10) 交換終了後、開栓時にメーター周りから漏水が無いか十分確認すること。
- (11) メーター交換が不可能な場合・不要になった場合は、担当職員に報告すること。
- (12) 個人情報の取り扱いについて、香南市より貸与した地図及び名簿については業務完了次第返却すること。

○ 伸縮止水栓及び第一止水栓の取り扱いについて

- (1) メーター交換時、伸縮止水栓及び第一止水栓の開閉栓の状況を確認すること。
- (2) 止水栓の不良等により交換作業ができない場合は、担当職員に報告し協議すること。
- (3) 漏水している場合は、市に協議し、指示をあおぐこと。
- (4) 交換については、市に報告。協議のうえ交換すること。
- (5) 伸縮止水栓は、原則支給品をもって交換すること。
- (6) 交換についての修繕費は日報で報告すること。

○ 不在者への連絡

- (1) 不在者宅のメーター交換については、「お知らせ」をポストに投函すること。
- (2) 交換が終了したときは、「作業終了のお知らせ」をポストに投函すること。

○ 交換後の撮影方法

- (1) 各メーター交換完了後、新旧メーターを並べて完了写真を撮影し提出すること。
新旧メーター番号、指針が確認できるように、写真を撮ること。
黒板どおりに写真を撮ること。

1 枚目

着手前

住所:〇〇町〇〇-〇〇番地

交換日:令和〇年〇月〇日

メーター口径:〇mm

施工業者:



2 枚目

取替完了

住所:〇〇町〇〇-〇〇番地

交換日:令和〇年〇月〇日

メーター口径:〇mm

施工業者:

旧メーター:No.〇〇-〇〇〇〇

新メーター:No.〇〇-〇〇〇〇



3 枚目

取替後

旧メーター:No.〇〇-〇〇〇〇

指示数:

新メーター:No.〇〇-〇〇〇〇

指示数:



○ 報告

(1) 月中間報告

メーター取替指示リスト

メーター交換写真電子データ

- (2) 「メーター取替指示リスト」及び交換メーターを、報告期限までに市に提出すること。交換メーターについては洗浄したうえで返却すること。

○ 身分証明書

メーター交換の際は、「香南市上水道指定事業者証明書」(身分証明書)を常に携帯し、使用者等の求めに応じて提示すること。

○ その他

メーター交換に際しては、担当職員及び上下水道課職員等との連絡を密に取り、指示に従うこと。

作業実施日程表

6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

=作業可能日
 =1ヶ月の作業報告書提出期限